

お客様各位

平成 28 年 6 月 3 日
株式会社アステックス
代表取締役 桜井 克利

株式会社辰巳菱機との特許侵害訴訟について

謹啓

貴社ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。また、平素より格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

弊社は東日本大震災を教訓として、全国の非常用発電設備の性能検証に不可欠な負荷装置を全国に配備し、安価で高品質な負荷試験環境を整備することを事業使命とし、ご共感いただいた様々な分野の方のご支援を頂きながら、事業を進めてまいりました。

先般より、弊社が株式会社辰巳菱機（以下「辰巳菱機」）から、弊社の高圧用負荷装置が辰巳菱機の保有する特許を侵害しているとして訴えを受け係争中でしたが、その経過について、ご報告申し上げます。

平成 27 年 3 月 2 日、東京地方裁判所において、弊社の高圧用負荷装置が、株式会社辰巳菱機（以下「辰巳菱機」）が平成 7 年 6 月 30 日に出願した下記の特許 3718874 号の特許権を侵害するとして提訴され、係争しておりました。

- ・ 高圧負荷装置に関する特許
特許番号：特許第 3718874 （発電機通電試験用簡易型負荷抵抗器）
特許出願日：平成 7 年 6 月 30 日
特許有効期限：平成 27 年 6 月 30 日

本件については弊社の高圧用負荷装置が、辰巳菱機の上記特許権を侵害するか否かについて審理を進めてまいりましたが、本年 3 月 2 日に行われた裁判では、裁判所が請求に理由がないことを理由に辰巳菱機側に対して訴えを維持するのか？訴えの取下げを検討すべきだとの話がありました。

3 月 25 日の裁判では裁判所から弁論終結が宣言され、辰巳菱機が訴えの取下げの意向を示し 5 月 23 日をもってようやく辰巳菱機が取下げに至り、弊社がこれに同意し、正式に辰巳菱機の訴えの取下げにより訴訟が終結しました。

以上の結果をもって、弊社が開発した装置が辰巳菱機の上記の特許に抵触しないことが裁判の経過からも改めて裏付けられたと考えております。

弊社は、皆様のご厚志にお応えすべく、社業に全力を注いでまいりますので、今後とも、ご協力とご支援のほどよろしくお願いいたします。
まずは、略儀ながら書中をもって、ご案内申し上げます。

謹白